

審査基準

1 審査方法

- ・評価項目及び配点等は「2」のとおりとし、審査員1名につき100点を満点とする。
- ・各審査員の合計点を合算して全体の合計点とし、点数の高い順に順位を付けるものとする。
- ・点数が同じ場合は、審査員の多数決により順位を決定する。
- ・ただし、審査員の3名以上が50点に満たない点数を付けた提案者は、順位にかかわらず委託候補者とししない。

2 評価項目及び配点等

評価項目		評価点 A	係数 B	配点 A×B
1	○ 周知啓発フォーラムの開催			
	・開催場所の選定は適当か	5点	1	5点
	・講演者の選定は趣旨を踏まえたものとなっているか	5点	2	10点
	・フォーラムの周知方法は趣旨を踏まえた内容となっているか	5点	2	10点
	・このほか創意工夫が見られる提案内容はあるか	5点	1	5点
2	○ 啓発広報の実施			
	・動画やリーフレットの内容は趣旨に合っているか	5点	3	15点
	・多言語化の対応は適当か	5点	2	10点
	・広報の方法は趣旨を踏まえたものとなっているか	5点	2	10点
	・このほか創意工夫が見られる提案内容はあるか	5点	2	10点
3	○委託業務の実施体制			
	・人員体制は必要かつ十分なものとなっているか	5点	1	5点
	・動画作成やリーフレット作成においては十分な実績を有しているか	5点	2	10点
4	○費用対効果			
	・評価点×(全提案者中最低見積額/提案者見積額) ※小数点以下第3位を四捨五入	5点	2	10点
合 計				100点

3 評価の基準

各評価項目の評価点は、5点満点（最高得点5点、最低得点0点）とする。

- ・特に優れている (5点)
- ・優れている (4点)
- ・普通（基準点） (3点)
- ・やや劣る (2点)
- ・劣る (1点)
- ・要求基準を満たしていない (0点)